議案第17号

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和7年2月27日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第109号)が令和6年11月29日に、 及び子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第7号)が令和7年1月31日に公布され、令和 7年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第36号)の一部を次のよう に改正する。

第7条第1項第1号中「支援を行う」を「支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれの当該各号に定めるものをいう。

第7条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第28条に規定する小規模保育事業A型若し くは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保 育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認めるとき」を「いずれかを満たすとき」に、 「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協

力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

(京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 第2条 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第37号) の一部を次のように改正する。
 - 第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改め、「同号」を「同項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「支援を行う」を「支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改め、同項各号列記以外の部分中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
 - 第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。
- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第

5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。 附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第36号)新旧対照表【第1条関係】

現行

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例

> 平成26年10月1日 条例第36号

第1条~第6条 (略)

(保育所等との連携)

- 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅 訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8 条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、 第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同 じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家 庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対し て必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定 する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条にお いて同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に 係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第6 5号) 第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同 項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。) 又は認定こども園(同項に 規定する認定こども園をいう。以下同じ。) (以下「連携施設」とい う。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が 著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居 宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う 家庭的保育事業者等については、この限りでない。
 - (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行う

__こと。

(2) (略)

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼

改正案

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例

> 平成26年10月1日 条例第36号

第1条~第6条 (略)

(保育所等との連携)

- 第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅 訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第8 条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、 第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同 じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家 庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対し て必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定 する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条にお いて同じ。) 又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に 係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第6 5号) 第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同 項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。) 又は認定こども園(同項に 規定する認定こども園をいう。以下同じ。) (以下「連携施設」とい う。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が 著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居 宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う 家庭的保育事業者等については、この限りでない。
 - (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。) を実施すること。
 - (2) (略)
 - (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼

	→1 →→ -
' - '	
]	改正領

児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するそ の他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同 じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保 護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育 又は保育を提供すること。

- 児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するそ の他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同 じ。) を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保 護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育 又は保育を提供すること。
- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施 設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げ る要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しない こととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保する
 - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞ れの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じない ようにするための措置が講じられていること。
- 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保 育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者 (第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。) であっ て、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。
- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の 確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要 件のいずれかを満たすとき は、第1項第2号の規定を適用しないこと とすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合 には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること
 - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの 役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう にするための措置が講じられていること。

- 確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要 件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこと とすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれ の役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

- (2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u>
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事 項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) <u>当該家庭的保育事業者等</u>が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う</u>者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)
 - (2) (略)

4 (略)

5 (略)

第8条~第16条 (略)

(食事の提供の特例)

- 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
 - (1) (略)
 - (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養士_____により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士_____による必要な配慮が行われること。
 - $(3) \sim (5)$ (略)

改正案

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る 連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、そ れぞれの当該各号に定めるものをいう。
 - (1) <u>家庭的保育事業者等</u> が家庭的保育事業等を行う場所又は事業 所(次号において「事業実施場所」という。) 以外の場所又は事業 所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 (略)

7 (略)

第8条~第16条 (略)

(食事の提供の特例)

- 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
 - (1) (略
 - (2) 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市等の栄養 士<u>又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が 受けられる体制にある等、栄養士<u>又は管理栄養士</u>による必要な配慮 が行われること。
 - $(3) \sim (5)$ (略)

改正案

2 (略)

第18条~第50条 (略)

附則

第1条~第2条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第4条~第9条 (略)

2 (略)

第18条~第50条 (略)

附則

第1条~第2条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

第4条~第9条 (略)

<u>附 則</u>

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(平成26年京丹後市条例第37号)新旧対照表【第2条関係】

現行

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例

> 平成26年10月1日 条例第37号

第1条~第36条 (略)

(食事の提供の特例)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法 第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同 じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育 事業A型(京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例(平成26年京丹後市条例第36号)第29条に規定する小規模保育 事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事 業B型(同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号におい て同じ。)にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第 34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。) にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とす る。

2 (略)

第38条~第41条 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。 以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正 かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよ う、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども闌、幼稚園又は 保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならな い。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるもの において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者について

改正案

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例

> 平成26年10月1日 条例第37号

第1条~第36条 (略)

(食事の提供の特例)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法 第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同 じ。)の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育 事業A型(京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例(平成26年京丹後市条例第36号)第29条に規定する小規模保育 事業A型をいう。第42条第3項 において同じ。)及び小規模保育事 業B型(同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。同項におい て同じ。) にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条例第 34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。) にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とす る。

2 (略)

第38条~第41条 (略)

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。 以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正 かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよ う、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども闌、幼稚園又は 保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならな い。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるもの において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者について

改正案

は、この限りでない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに 集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な 提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保 育の内容に関する支援を行う

___こと。

- (2) (略)
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

は、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに 集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な 提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保 育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。) を実施すること。
- (2) (略)
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び<u>第6項第1号</u>において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。
 - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
 - <u>ア</u>特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれ ぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - <u>イ</u> 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しく は小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において 「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲 げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設 の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる 要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこ ととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力 を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化さ れていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の 遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられているこ と。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は 事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は 事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若し くは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号におい て「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) (略)

<u>4</u> (略)

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

第43条~第53条 (略)

改正案

- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
 - <u>ア</u> 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれ の役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - <u>イ</u> 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう にするための措置が講じられていること。
 - (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の 促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の 確保が著しく困難であること。
- <u>前項各号の代替保育連携協力者は、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それ</u> ぞれ当該各号に定めるものをいう。
- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業 所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業 所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

<u>10</u> (略)

11 (略)

第43条~第53条 (略)

現行 改正案 附則 附則 第1条~第4条 (略) 第1条~第4条 (略)

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除 く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規 定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる と市長が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条 例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確 保しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除 く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規 定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる と市長が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条 例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確 保しないことができる。

<u>附</u>則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。